

Title	『共和暦』の成立について
Sub Title	
Author	アンドリュース(Masaki, Masato) 間崎, 万里
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.3 (1933. 8) ,p.155(533)- 182(560)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330800-0155">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330800-0155</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『共和暦』の成立について

アンドリュース述

間崎万里譯

曾つて昭和二年五月號の『三田評論』誌上に『佛蘭西大革命時代に於ける共和暦とその時計に就て』と題する拙稿を掲げて置いた。若干その記事を補ふべき表題の研究が George Gordon Andrews 氏によつて『アメリカ史學評論』第三十六卷（一九三一年四月號）五一五—五三二頁に掲載せられてゐたのでこゝに譯載することとした。但し原文の表題は『革命暦』となつてゐるけれども、一般的用法に従つて『共和暦』と改めた。——譯者。

最近に於ける暦法改正の運動より見て、大革命の當時に於けるフランスの冒險が又も興味あるものとなつた。それはこの厄介な問題を解決せんとする最後の真摯なる企であつた。今日暦法改正の賛成論者も反対論者も共に之を回顧して慰みとし又参考ともなし得る。前者は歴史の教訓は無益にさるべきものではないとし、後者は歴史は繰返されるものであると信する。しかしこの論文はフランスの経験そのものを研究するのであつて、現状に適用し得べきや否やの比論を試みんとするものではない。

共和暦全體の結構は一七九三年十一月二十四日の法律によつて大要を知ることが出来る（一）。年は各

月三十日よりなる十二ヶ月に分たれ、之に五日の閏日を加へ、閏年には更に一日を加へて、太陽年と一致せしめる様にしてある。各月は三個の旬日に分たれ、之を *décades* と稱し、週日は廢止せられた。共和国一年は一七九二年九月二十二日、二年は一七九三年九月二十二日(以下倣之)に始まることが布告せられた。本案の規定は熟知せられてゐるけれども、その發展の諸階段と諸要因とはさほど明白でない。

新暦編成の過程の考察は、是等の點を幾分明瞭にするであらうし、又溯及的立法のために紛糾してゐる當時の記録に於ける日附記載を知るのに初學者の一助となるであらう。それは例へば、『モニター』(Moniteur) の日附により、『共和國一年』が頗る短かく(一七九二年九月二十四日乃至十二月三十一日)『二年』が頗る長い(一七九三年一月一日乃至一七九四年九月二十一日)ことの理由を明かにするであらう(1)。

革命の改暦を發起し之を作成するに至つた主要因の一は、曆書(オルマナツ)(三)出版の影響であつて、革新思想の増加がそれに反映してゐる。人民の多數が彼等の一層極端なる諸提案に賛意を表せず、或は當時に於ては恐らく是等に注意だに拂はれなかつたことは疑はれないが、それでも是等の廉價出版物は、その讀者をして改正の思想に馴染ましめ、殊に暗示を與へ、これが危難時に於ける事件の進路を支配したる侵撃的なる小團體によつて、後ち實現せられるに至つたのである。是等曆書の中、最も重要であつたのは、

Sylvain Maréchal, Almanach des Hommètes Gens, 1788. であつて(四)、こは共和暦の眞の萌芽を含めるものであつた。之には、均等なる十二ヶ月に、五日或は六日の閏日(之を一緒に歲末に置くことなく、

年中に散布してある)を附したる一年が示され、各月は三旬に分たれてゐた。しかるに、最も素晴らしい改革(少なくとも當時の人に取つて)は、グレゴリウス暦に記してある聖徒の代はりに『紳士』(honnêtes gens)を入れたことである。本書は政府より明白に非難せられ、『不敬、冒瀆、瀆神にして宗教破壊の傾向ありとして』(中略)その『破棄焼却』を命ぜられた。この様な果斷なる處置はその後の暦書を幾分過激ならざらしむるの因をなしたであらうが(五)、しかしその出版を停めはしなかつた。それらに宣傳的效果のあることがやがて革命家首領株の間に認められるに至つて、その數が増加した。一七九年ジャコバン俱樂部が愛國的暦書の最上のものに對し二十五ルイ(戰前の佛貨)に與ふべき懸賞募集を爲したるに四十二個が審査員に渡され、賞金は Collot d'Herbois の Almanach du Père Gérard (六)によつて得られた。彼の暦書には舊暦の聖徒の祭日が残されてあつたので、このヨロ一への査定は、一七九年のジャコバン黨員の間に於てゐても、反宗教的感情が未だ優勢になつてゐなかつたといふ著しい事實を示すのである。

更に記憶すべきことは、フランス革命が理想的衝動に充ちた運動であつたことで、眞理、統一、道理、正義、德能、自由、平等、博愛が魅力ある言葉となり、その言葉の裡に潛める精神は、革命思想及び革命軍の目覺ましい征服に對し大なる力を與ふるものであつた(七)。焦眉の際に於てすら革命の意義は、ドラギニヤン(Draguignan)の第三階級の人々によつても解せられた。彼等はその「カイエ」の中に、

『フランスは新生活を始めんとしつゝあり』と主張してゐる。ミラボーも等しく國民議會に於いて、『もし諸君が是等の法律を行ふことが出来るなら、そはヨーロッパの法律とならう、大なる諸國の、就中フランスの影響は斯くも強大なれば』と語つてゐる。大なる期待をかけてゐた多くの人々にとり、バスチーユの陥落、封建的權利の廢止、人權宣言といふが如き事件は、新時代の黎明を劃する如くに見えた。

革命の進行につれ、この傾向は徐々に發展して『自由』紀元の如き、新紀元を説く習慣となつた。かくて一七八九年は『自由一年』、一七九〇年は『自由二年』、等々となつた。この習慣は、愛國的政社の獎勵する所となり、何等立法上の手續を踐むことなく、言はゞ一般の同意によつて發達したのである(八)。

この習慣の起原は、前掲のシルヴァン・モンシャルの『紳士暦』に發するものゝ様で、彼の著述には『道理の治世一年』(L'an premier du règne de la Raison)といふ破天荒な日附が記されてゐる(九)。斯くてこの顯著なる暦書は、直ちに採用されたのではないが、後に流行するに至つた著しい革新への道を押し開いたものゝ様である。自由紀元の名辭に關しては、余の知れる限りこの慣用の最も古きものは Prudhomme の週刊 *Révolution de Paris* である。一七九〇年一月二日に終る週に相當するその第二十五號に、恐らく初めて『フランス自由一年』(Seconde année de la Liberté française) (10)の見出しが表はれてゐる。この新日附の記載が確かに永久的のものとする積りであつたことは、これが後々の諸號にすべて製用せられてゐるので分る。『ヤニター』も一七九〇年七月十四日號を以て、その仲間入をし

て、その正規の日附の外に、『自由二年一日』(1<sup>er</sup> jour de la 2<sup>e</sup> Année de la Liberté)と附加してある。

他の諸新聞はこの慣用に従ふるが更に後れた。Gorsas の Le Courier の一七九一年十月一日を以て始まる號には、その表紙に『自由二年』(L' an 2<sup>e</sup> de la Liberté) C11) の見出しが印行せられてゐるけれども、保守主義の Mercure がその表紙に『自由・平等』(Liberté, Égalité) C11) の二字を加へたのは、一七九二年八月三十一日からのことである。

『自由の年』を表示する習慣は、當時の新聞及び他の公けの記録には決して一般に用ひられなかつた。國民議會の第一流の新聞紙の多くは、各號の日附による各卷の表紙によるを認めなかつた。例くば、Journal des Débats et des Droits, L' Assemblée Nationale, Le Point du Jour, Le Courier de Provence 等の如きに於てさうである。國民議會の議事錄 (Procès-verbal) も各號或は各卷の日附に關する限りに於て、等しく之を認めてゐる(111)。モラーの有名な『人民の友』(L' Ami du Peuple) でもらも、之がこの題名の下に出版せられた限りに於ては、新紀元の表示を與へてゐる(112)。この新制度が是等の場合に採用せられなかつた理由は種々であらうが、その主因は、恐らく責任ある黨派がそれべの場合、彼等がもつと重要であると思惟せる事項にその注意を傾けてゐたがためであらう。

新制度を採用した人々の間に於ても、やがてこの『自由の年』の歲首と歲末とに關して、意見の相違を生じた。『モニター』紙の位置は、上記の七月十四日のその日附欄からして十分明かにせられる様であ

る。もし、『自由二年の一日』が一七九〇年の七月十四日であるとすれば、この年は七月十四日に始まり翌年の七月十三日に終ることとなる。他方に於て、たとひ七月十四日を以て始とするにしても、一七八九年を全年に數へ、『自由二年』を一七九〇年一月一日を以て始まるものと見做し、かくて以後の新年を現行暦の諸年と相應する様にすべしといふ要求があつた(一五)。是等『自由の年』を記載する習慣は、法律によらないで發展を遂げたるも、年は七月十四日を以て始まるべきや一月一日を以て始まるべきやの論争は遂にその決裁を仰ぐべく立法議會に提出せられた。一七九二年一月二日の會議に於て、議事錄の朗讀と關聯しての『自由四年』の言及は俄に問題せられこの問題は即日決定せられた。

『貨幣の上に自由一、二、三年の銘刻』を加へて、彼等が『全歐に採用せられたる』暦を變更せんとするものであるかどうかを知らんがため、大藏大臣が豫て問題を起してゐたことが討論中に明かとなつた。この難點は、新貨幣はキリスト紀元とフランス自由の年の日附を有せざるべからずと規定せる國民議會の法令であつた(一六)。もし自由の年が七月十四日に始まつたならば、以上二個の日附は同時に變更される譯に行かず混亂を伴ふべきである。斯様な結果を防止するため、委員會は長い論議の末、『自由の年を一七八九年一月一日から數へる』ことを要すと決議した。本件を明確に決定するため、Dorizyは國會は次の如く布告すべしと提議した、『貨幣に關すると議事錄及びその他の法令に關するとを問はず、自由紀元に關係ある場合には、自由紀元の計算は年の循環に對しヨーロッパの大なる部分に於て行はれて

ある所のものに從ふべし、『隨つてそは自由四年は昨日、即ち一七九二年一月一日に始まることを宣言す』(一七)と。

この提議は猛烈なる反対を受けた。七月十四日論者はその日の光榮を主張し、『彼等がバスチーユ城壁の倒壊を見たのはこの日であつた。フランスの兵士が一つの機械たるを厭ふて公民の名を熱望したのはこの日であつた。彼等がアルトア伯、ギートシニ家、ポリニャック家の人々、その他人民の精髄を食つて肥満せる全吸血鬼群の脱走を目撃したのはこの日であつた』(一八)。愛國的政社が、紀元を七月十四日から日附した例は、ゴルサスによれば、人民の代表者の喝采を博したのみならず、又彼等の是認を受くるに價したのである(一九)。

他方に於て、革命の重要な又決定的な數個の事件、例へば國民議會の成立とテニスコートの誓といふが如き事件は、七月十四日の以前に發生してゐるといふ議論があつた。けれども實際上本件を決定した論據を最もよく説明するものは Reboul の次の言葉であらう。彼はいふ、『七月十四日といふ日附は疑もなく我等の革命の最も光榮あるものである。けれども二百年餘りもの間、ヨーロッパ中に採用せられ來つた暦を變更することは私には頗る危険に思はれる』と。隨つて國會はドリジーの提案に同意を與へたるも、次の重要な修正を附加した。即ち『民事、司法、外交上一切の公文書は自由紀元の記載をなすべし』(二〇)と。舊暦の計算法を保存することによつて新年の歲首が定まつたのみならず、この新紀

元は爾來公認事項となつた。

この決定は、新年の歲首決定に關する限りに於ては、その反對論者から滑かに同意せられはしなかつた。ゴルサスは皮肉に評論して曰く、『彼等は聖バーソロミュー祭日を祝するために紀念牌を鑄造して恥と思はぬ神の御名代、グレゴリウス法王の舊き計畫を妨げることを望まなかつた。もう極く僅かばかりの改革しか出來やしまい。自分達ほど愚かでない我等の子孫が祖國に立派な功勞を立つべき人々の名を暦中の英雄達と置換へんことを望む』(111)と。ゴルサスはこの決定を即時に彼の新聞に實行しはしなかつた。一七九二年二月一日に始まる第五卷は、『自由三年』(L'an 3<sup>e</sup> de la Liberté) の見出しを附してある。三月一日に始まる第六卷からして『四年』(L'an 4<sup>e</sup>) と變更せられたのである(111)。しかし『モニター』は直に國會の決議を採用した。その一七九二年一月四日號には自由三年の日附が記載されてゐるけれども、一月五日號からは自由四年に變更せられてゐるからである。

革命中に於ける次ぎの顯著なる變更は、一七九二年八月十日の王政顛覆と共に生じた。この重要な日に採用せられた二法案により立法議會がこの事件の眞意義を看取したことが恐らく最も明瞭である。

第一は國會議員の各員に次の誓を立つることを要求せる決議であつて、それは『國民の名に於て、余は誓言す、自由と平等を保存せんことを、然らずんば余の陣地に於て死せんことを』と。他の決議は王權の停止と國民公會の成立を規定せるものである。本令の第二條には『人民の主權と、自由と平等の支配を

確保するため採用せられたるべからずと信ずる法案を國民公會が決定するまで、行政權の首長は一時その職能を停止せらる』とあり。是等の措置は新に選出せられた大臣達が前記の誓を立つることの要求並にその他同様なる行爲と合せて、何れも『自由と平等』とに益々重きが置かれたことを示してゐる(111)。『平等』は『自由』の黎明に於て恐らく幾分光輝を失ひたるべくも、今や適當なる承認が與へられ、その姉の地位に匹敵する堂々たる地位に高められんとした様である。疑もなくこの目的を念頭に置いて、*ル・ムーラン*は八月十三日に、その法令に日附するに當つて、『自由四年』の言葉の外に『平等一年』(le premier à l'égalité) (112) を加へを決議した。『カリター』は、その八月二十一日號に、又『自由四年と平等一年』(L'an quatrième de la Liberté, et le premier de l'égalité) の新しい見出しを採用した。明かに王政の顛覆は、他の新紀元なる『平等の治世』の發端を劃することになった。

以上の諸例にはやがて他の例が伴つた。*モンサス*の Le Courier の次の二卷(即ち一七九二年九月一日を始とする第十二卷と二十二日に始まる第一卷[國民公會]) は、『カリター』のそれと全く同じ見出しへを掲げたる。前述の如く、Morceau Français の表紙に初めて、八月三十一日の日附の下に、單に *Liberté, Égalité,* の二語が現はれた。變な譯であるが、『平等の年』は、Révolution de Paris の私の用ゐた本の見出しへには見出さるべくもなかつた。この『平等紀元』が何故にもつと普及するに至らなかつたかといふにその主因は恐らく、八月暴動後、事件逼迫のためにそが問題にされなかつたのであらう。外戦、

革命的コンミューンの組織、王室の廢止、九月虐殺が、國民公會の選舉及び集會と共に大多數の佛人の注意を奪つてゐた。次いで國民公會によつて成された素晴らしい變化と共に、『平等』は忘却せられ、公認の『自由紀元』ですらも一掃せられた。斯くて『平等』は、共和政確立前の紛亂の時期に承認を得んと競つた瞬時の過渡的紀元に過ぎないものであつた。

國民公會の可決せる重要な法令中、最初の一法令は、『フランスに於て王政は之を廢止す』といふのであつた。この決議がなされたのは九月二十一日のことで、その翌日には又別の決議がなされた。當時全くその決議の意味が理解せられなかつたのは、『モニター』に詳細なる報告はもちろんのこと、その概要すらも見られなかつたからである。Billaud-Varenneにより提出せられたこの法案は、前日を以て始まる公法令は『自由四年』の代はりに、『フランス共和國一年』と日附すべきことを提案せるものであつた。

この改正案は殆んど全部の賛成が得られさうであつたのに、數人の議員が遽かに現行制度を防禦することになつた。SéHeは新紀元の制定に反対ではなかつたけれども、バスチーユの占領とフランスの自由の起原を記念するため舊制度を保存せんことを說いた。彼はフランスは人權が宣言せられた時を決して忘るべきでないと考へる他の議員の支持を受けた。しかるに、Lasourceは憲法治下に『純粹の自由』があるといふ思想を非難して言つた。『諸君、愛國者が公職より排除せられたとき、彼等が陰謀家により軍隊から放逐せられたとき、彼等が專制的官憲により迫害せられ、凡ゆる壓迫を蒙つたとき、フランス公民

は自由であつたか、否、諸君、我等は最早や國王を有せざるに至つて爰に初めて自由である』と。この演説はサルよりも上手に出でたので、彼はその修正を撤回し、國民公會はそこで『爾今一切の公文書はフランス共和國一年の日附を附すべし』(11月)と布告するに至つたのである。

實際に於て全新聞紙の日附は、やがての二十二日の布告を遵奉するに至つた。九月二十四日の『モニター』には『フランス共和國一年』(L'an 1<sup>er</sup> de la République Française)と附してある。Révolution de Paris の九月二十一日から二十九日に亘る週刊には、同じ見出しが記されてゐる。是迄自由或は平等の年の表示をしたことのないマラーは、是より『王政の廢止』を以て彼の新聞紙の名稱を變更するに足る重要な事件であると認め、九月二十五日の日附をした彼の Journal de la République Française の第一號が現はれた。Mercure Français は十月六日號に於て新規定に従ひ、又ヨルサスの Le Courier に於ては、十一月一日號を以て初まる第二卷の表紙に、初めてこの見出しが見られた。

共和の新紀元の確立と共に、やがて暦法改正或は新暦採用の要求が益々盛んになつた。前述の如く、この要求は、既に革命の動亂中に於ても、暦書に表はれてゐるので、新規のものではなかつた。その時以來、この要求は漸次進展した。この進展を面白く表示せるは、天文學者 Lalande に宛てた無名の手紙であつて、それは一七九〇年五月十七日附の『モニター』に公表せられてゐる。この筆者は、ケーラルの書物から暦法改正に關する一葉をとつて、訊ねて曰く、『丁度今フランスが更生し、自由の愛が漸次遠く

廣く傳播する見込を以て益々大なる征服を仕遂げつゝある時機に於て、同様の改正を提案するに最も適當ではあるまいか。殊にこの改正が目出度き重要な紀元を確立せるに於て、他の明確なる利益を有するに於ておや』と、彼は、次いで、現行暦に對する反対の點を述べ、中冬の代はりに、春季を歲首とせんことを說いた。彼はこの改正は一七八九年四月一日より日附すべく、この新紀元は、既に Barère の提示せる如く、『自由紀元』と稱すべしことを提案した。彼の結末の句はこの改正の相對的重要な當時の人が評價せるものとして意義あるものである。『度量衡の割一は疑もなく余の提案せる是よりも遙かに大なる效用を有するであらう。がしかし、年の革新に公共福祉のそれを連結することは、國民議會の光榮のためにも、私には無益であるとは思はれない』(116)と。

一七九一年の後半に改暦問題に關し二個の請願書が國民公會に提出せられた(117)。その一つは、ヴァシユ縣知事 Franeois de Neufchâteau のそれで、『法令により共和國內に確立せらるべき價値ある暦』の懸賞募集を說いたもので、他は Cazeaux の署名あるもので、年は九月二十一日を以て起首とすべく、月には自由と平等の鬪爭のために死したるフランスの公民十二名の名を附すべきことを提議した。この歲首變更案は特に一七九一年が終末に近づける際のことゝて、自然新共和國紀元の舊計算に對する關係が問題となつた。この事項は十二月二十日國民公會の注意に上り、共和國紀元と普通紀元との一致よりフランスに齎らざるべき利益の調書をなるべく速かに提起すべることを公教育委員會に命ずる法令が可決せ

られた(一八)。

斯様な調書が作成せられたるか或は提出せられたるかは明白でないけれども、翌十二月二十一日該委員會はその中の Ferry, Romme, Dupuis の三名に、學士院科學部の若干員と協力して、『暦法に或は時の諸區分の確定或は命名の様式についてなるべき改正に取掛るべきこと』を命じた。該委員會が暦法改正に着手すべき決意はロムの力によると言はれてゐる。數日後公教育委員會の更新と共に、本案の作成も亦彼に歸した様である。それはデュブイとフェリートが除外せられたからである(一九)。彼等は僅かに中断せるのみで改暦案の作成をつづけた。蓋し新委員會は、一七九三年一月二十五日の會議に於て、最早や委員たることなきも、彼等がもと選任せられてゐた事業を完成せんがために彼等を招請するに決したからである(三〇)。

國民公會は明かにそれ以上研究の時日を與ふることを欲せず一七九三年一月二日に決定的歩武をとり新舊紀元の一致に都合よき法案を可決した。三日後、マニエールは九月二十一日を歲首とする暦の重要なことに注意を促したけれども、この提言は餘り感動を與へなかつた。兩紀元一致の動議は實際上討議を用ひなかつた。當時の記錄はこの決定につき極く僅かしか記してゐない。『モニター』は之に絞及すらしてゐない。『議事錄』には單に『國會は一議員の提案に基づき共和國二年は一七九三年一月一日より日附すべしと決した』(三一)と述べてあるだけである。余の發見した唯一の補助的資料はこの動議は Arbo-

の如きによつてなされ、本案は共和國紀元と普通紀元とを和合せしむるに必要であつたとしてゐるのである(三二)。この問題に餘り注意が拂はれなかつたことを説明すべき重要な理由は少なくとも二つある。

第一は國民公會は當時國王審問の真最中であつたことである。この戯曲的事件は、他の一切の事件を議員及び佛人民大衆の念頭より排除せしめる傾向があり、新聞の頁の大部分はこの事件に費やされた。他の理由は本問題が既に原理上決定せることを多少一般的に信せさせてゐたものと思はれる。丁度一年前のこの日、自由の年の舊き年に對する關係について同じ問題が生じ、激論の後、立法議會は現制度が保存せられざるべからず、『自由四年』は一七九二年七月十四日の代はりに、一月一日を以て始むべきことを決定したのであつた。この一七九三年一月二日の決議に於ける決定的要因は又新紀元と舊紀元との一致を維持せんとする希望であつた。前年のこの先例は又その方向に有力なる影響を及ぼした様である。

この時のみならず又次の數ヶ月に於ける輿論は、續々出版せられてゐた曆書により改曆に關して論じ合つた。是等曆書の一部のものは急激なる改革をとき、他の者は猛烈に之に反対し、各その見解を支持するため、あらゆる論據が提起せられた(三三)。その中、特に有力であつたのは、曆書の編纂の巨匠シルヴアン・マレシャルの作で、*Almanach des Républicains* と題するものである。之は一七九三年に出版せられ、その目的は表題の次の行に『公衆教育に資するため』("pour servir à l'instruction publique")と明記せられてゐる。この教育の最も重要な部分は、序文の冒頭の句に見出される。即ち『フランス

共和國のこの暦は……使徒的ローマ教會の公年鑑に聊かたりとも似通つた點があつてはならぬ』(三四)と。彼自からの作に於て如何によくこの方針を遂行したかと又その及ぼせる影響の若干の表示は一七九三年十月五日のパリ市の記録から、次の抜萃に示されてゐる。『コンミニーンの検察官は、<sup>プロキュラー</sup>自由と平等のためにする以外、一切の祭禮の行はれざらんことを欲し、又、狂熱の痕跡を悉く拭ひ去ることにより革命の重要な日附を想起せんがために、マレシャル氏の作成せる共和暦が採用、遵守せられんことを説き、全會議はこの提案を採用した』(三五)と。コンミニーンの勢力は、パリ市政のみならず、國政に於ても決定的となりつゝあつたので、斯様な決議の意義は看却さるべきでなかつた。そは又遂に有名なる『道理の祭』(Fête de la raison)に至るべし、反キリスト教運動の増加せる他の表示であつた。

その間に公教育委員會中の改暦事業のために選定せられた人々はその原案作成中であつた。九月十四日ロムはこの委員會に對し次の會議(九月十七日)に於てこの報告を聽取し討議せんことを求めて、承諾を得たるも、その日に討論を終ることが出來なかつたので、次の會議(九月十九日)も亦之に宛てられた(三六)。しかるに、十八日の國民公會に於て、ロムは公教育委員會のために辯じて『共和國に相應はしき新暦作成のために』附託せられたる事業は準備既に整ひたれば、その提出の日取を決定せんことを求め、之に對する國民公會の決議に従がひ、ロムは九月二十日の會議に於てその報告をなした(三七)。

本委員會の態度及び意向に關しての一切の疑惑はこの報告により取除かれた。こは先づ新に成立せる

度量衡制度を推奨し、次いで言つた、『藝術と歴史は……亦輕信と迷信的習慣が無智の數百年間吾人に齎したる誤謬より等しく解放し得る時の新測定を諸君に求める。……普通紀元は殘忍、虛偽、叛逆、奴隸制度の紀元であつた、そは我等の一切の災禍の源泉たる王政と共に亡びた。革命はフランス人の魂を緩和した。各日は之を共和の徳に形造つた。時は歴史の新しい書を開きつゝある。さうして、平等と同じく雄大にして單純なるその後の進行に於て、時は新しき強勁なる筆を揮つて、一新せるフランスの歴史を書くであらう』と。從來に於ける改暦の大要を述べ、現行時制の缺陷と亂雜とが指摘せられ、改良が提示せられた。共和國の宣言と秋分の日とが都合よく一致したことは、新紀元と新年とに幸運なる起首を與へた。報告の言葉には、『斯くて、政治上道德上の平等は彼等の新政府の神聖なる基礎であると、佛人の代表者により布告せられたと同時に、晝夜の平等が天に於ても劃された』と。本報告は改正案を含む十七ヶ條よりなる文案を以て終つてゐる。

國民公會は、『新暦』作成のために何等明確なる命令を附與してゐなかつたので、本委員會は、その訓令の範圍を超ゆるものであると非難せられた(三八)。この非難は幾分故なしとしないのである、殊に一七九三年一月二日の布告が考慮せられるに於て然りであつた。しかし本委員會が、『共和國紀元と普通紀元の一一致からフランスに齎らるべき利益の調書をなるべく速に提出すべき』一七九二年十二月二十日の委任を以て、兩紀元の關係についてその適當なりと考慮する如何なる勧告をもなし得る一般的委任を受

けたものであると見做したことはあり得ることである。この推定の正しいことは、本報告書の提出せられたとき、國民公會に於て之に對してその權限を超へたことの非難がなされなかつたことによつても推論せられる。

本報告に對する決議は十月五日の會議まで國民公會に於てなされなかつた。原案の初の五ヶ條はそこで討議を用ひずして採用せられた(三九)。是等の條項は新紀元を以て舊紀元に代へ、一七九二年九月二十二日を新紀元及び第一年の歲首と定め、一七九三年一月一日の布告を廢止することを含んでゐたので、全然反対のなかつたことは聊か意外とせられる所である。しかしこの點に於て之れ以上の改革を阻止しようとする努力はなされたけれども成功しなかつた。本案に對し國民公會の加へたる主要なる變更は、月日の名稱に關するもので、之に對しては委員會により數種の名稱が提示せられてゐた(四〇)。その中一部のものゝ愚劣さは、第二日を『夫婦の日』と名附けようといふ提議が、Albitto<sup>3</sup>から『何の日だつて夫婦の日だ』との名言を得るに及んで、手痛くやつつけられてゐる。舊名稱が新名稱よりも好まれさうだといふ解釋と懲念とは國民公會をして月と日とは數を以て表示せざるべからずと決定するに至らしめた。この會議に於て Fabre d'Eglantine<sup>4</sup>は各日は植物或は有用動物の名を附與せられざるべからずといふ最初の提議をなし、委員會はその調査の任に當らざるべからずと主張した(四一)。他に些細の修正を加へて、公會は本案を採用した(四二)。その條項には後ち變更せられたものがあるけれども、共和暦はこゝ

に公けに確立したのである。

文書の日附に影響のあるこの決定の結果は特に興味あるものである。十月七日の『モリター』は新暦採用の記事を載せてゐるが、それには直に新日附を用ひて *Le 16 du premier mois, l'an II<sup>e</sup> de la République Française* と記してある。舊紀元による日附は十月二十六日までに全部省略せられてゐる。同日には、(26 octobre 1793) を挿入せり」とのために共和暦の日附が分割せられてゐる。三日後に『モリター』は新紀元の日附の後に舊日附を (29 octobre 1793, vieux style) の如く括弧に入れて置くことの様式を採用し、之が正規に使用せられてゐる。一七九四年二月十四日からは、曜日の略語が又括弧内に加へられた。この様式による併用式日附は『モリター』の見出しに一七九八年四月五日(その日を含む)まで續か、その後は共和の日附のみが表示せられた(四三)。

併しフランスの勢力と例證は、同國のみに限らざるものなかつた。一七九五年一月のネーデルラント侵入の成功は疑ひもなく *Gazette de Leyde* に重要な變化を生ぜしめたことの原因である(四四)。その一月二十七日號に、革命の三位一體をなす *Liberté, Égalité, Fraternité* が初めてその見出しに掲載せられ『バタヴィヤ自由一年』(*L'An premier de la Liberté Ba'ave*) が正規の日附に加へられた。この三標語は、一七九八年五月四日以後刪除せられたけれども、その時までは見出しの重要な部分をなしてゐた。『バタヴィヤ・自由』の紀年は事實上舊暦の年と一致し、一八〇一年十二月二十九日、第七年の最終

號まで引續き表示せられた。共和暦は採用されなかつたけれども、一七九八年五月十八日の『附錄』よりしては、パリからの報道欄（さうして時折他所からの報道にも用ひられた）は、次の様式即ち *Extrait des Nouvelles de Paris jusqu'au 23. Floréal (12 Mai)* で共和暦の日附及びグレゴリウス暦の日附が用ゐられた。グレゴリウス暦の復活はこの慣用を止めた。その最後は一八〇六年一月七日號であつて、10. Nivôse (31. Décembre) までパリからの報道を傳へてゐる。

他の要點はフランスの共和國二年の期間に關するものである。一七九三年一月から十月五日までは、すべて『共和二年』の日附であつた。しかるに新暦は二年は一七九三年九月二十二日に始まることを宣言した。隨つてその日から一年間は、『共和國二年』が適當なる日附として續けらるべきである。一七九三年一月二日の布告は廢止せられ、一月一日から九月二十二日までの一切の行爲は、『共和國一年に所屬するものと見做さるゝ旨宣言せられたけれども、文書その者の日附を書き直す譯には行かなかつたので、その儘元の日附を存し、十月五日の布告により新生命を與へられた共和國二年は、恐嚇時代とテルミードルの反動時期を経て、七九四年九月二十二日まで引づられてゐる。こんなに長い又こんなに事件の多い年もなゐのである。

新暦の月日は數詞を以て表示することに決定してゐたにも拘らず、本案は少なくとも之が用ゐられ出すと寧ろ不恰好であるといふ一般的感情があつた。『第二年第二月第二日』は不恰好で無用の反覆に見え

た。ファブル・デグラントヌの動植物により日に命名する案は、又幾分影響があつた様である。兎に角、その翌十月六日、國民公會は公教育委員會に『デカド(旬日)の日の命名について研究せんことを要求した。隨つて委員會は同月七日と十一日の會議に於て本問題を取り上げ、彼等の提案は十月十八日の會議に國民公會に提出せられた。國民公會は之を Chénier, David, Fabre d'Églantine, Romme より成る特別委員會に附托して更に調査と報告を求めた(四五)。この特別委員會の努力からして生れた案はファブル・デグラントヌにより十月二十四日國民公會に報告せられた(四六)。

本委任の目的は、この報告によれば『無智の幻影に代ゆるに道理の實體を以てし、宗教的威嚴に代ゆるに自然の眞理を以てし、日と年の區分をば農業及び田園生活よりとり來れる分り易く又見易い徵候を以て記し……以て農業制度』を向上せしめんとするにあつた。最初に附議せられた月名の選擇には『言葉の模擬的調和』が又用ゐられた。かくて選擇せられた名稱は『秋の諸月は莊嚴なる調子と穩和なる韻律を有し、冬のそれ等は莊重なる調子と緩徐なる韻律を、春のそれ等は快活なる調子と活潑なる韻律を、夏のそれ等は豐滿なる調子と裕長なる韻律を有した』のである。原案に於ける名稱は次の如くであつた。

秋

冬

春

夏

Vendémiaire

Nivôse

Germinal

Messidor

Brumaire

Fluviése

Floréal

Thermidor

Ermaire

Ventôse

Prairial

Fructidor

數詞主義は旬日の名に殘存した。しかし普通のフランス語形によらなじむ、次の如くにした。即ち  
Prindi, (四七) Duodi, Tridi, Quar'idi, Quintidi, Sextidi, Septidi, Octidi, Nonidi, Décadi. やあつた。舊  
暦の聖徒の祭日を廢止するためには寧ろ精巧なる計畫が工夫せられた。日は『田園生活の眞の財寶』を以  
て名附けられることとした。各 quintidi は家畜に、各 décadi は農具に宛て、その中間の日はすべて『穀  
物、烟、樹木、根莖類、花等、果實、植物』を以て命名せられた。植物、果實等はそれぐ一の季節に適  
合する時日に、動物は『眞の利用』のなれる時に、農具は使用せらるぐ時日に賦與せられた。歲末  
の五日の補日と閏年の第六補日とは、總括して Sans-culottides (長ズボンデー)と稱し、五日は順次『德  
能、天才、勞働、意見、報酬』の祭禮に獻げ、閏年の第六補日は La Sansculottide と稱し、國民的競技  
を行ふために特設せられた。委員のこの報告は上に記せる唯だ一個の修正をなせるのみで國民公會に採  
用せられた。之は新暦への重要な増補をなし、前に採用せられた他の法案と共に 一七九三年十一月  
二十四日の最終の法律中に僅かの修正を経て編入せられた(四八)。

計畫の成敗は概してその發展せる場合の事情によつて定まるものである。この場合には事情は有利で  
なかつた。暦法改正の要求は滿場一致でもなく又フランスに於ける多數の希望でもなかつた(四九)。之は  
熱心家の一團により發起せられ遂行せられたもので、大體二個の主要動機によつて促進せられたもので

『共和暦』の成立について (間崎)

あつた。第一は、革命の勝利が記念せらるべを一層有效にして論理的なる時の計算法を與へんとする正統なる希望であつた。第二は疑もなくキリスト教とカトリック教會の勢力を破壊しないまでも之を減少せしめたい明確なる意向であつた。この兩目的を實現せんとする企に於て困難と反対とに出會はぬ譯には行かなかつた。新暦の失敗した主要原因は、惰性、即ち明確に之に反対しない人々に働いてゐる習慣の力及びその宗教的感情が之によつて蹂躪せられた人々からする斷乎たる反対であつた。Villain の次の記述は恐らく大して誤つてゐないだらう。即ち『宗教的情熱が全カトリック教徒をしてこの暦に反対されるに至らなかつたならば、恐らく惹起せられた困難は徐々に克服せられてゐたらう。』こうして、舊暦よりも幾多の點に於て確かに優つてゐる共和暦は、全フランスに採用せられることになつてゐたらうに』(HO)。

## (註)

(1) 正文は Duvergier, Lois, VI, 294 ff. 共和暦全般に亘る最上の論文は、ヴィラン『共和暦に關する研究』(Georges Villain, Études sur le Calendrier Républicain, in "La Révolution Française," vols. VII and VIII.)

(1) ヌの期間に對する『モニタール』(Moniteur) の標題を見よ。Révolution de Paris も亦一七九二年十二月二十九日乃至一七九年一月五日の週間に當る(181) 號より、『共和二年』を始め、ヌの同じ年を同紙の最終(1114H) 號(23 février 1794 vieux Style)\*で續用しやる。

(1) 是等暦書の年次目録はヴェルシングラー(Henri Welschinger, Les Almanachs de la Révolution) 1119—1138頁。暦書の

會議にこの全著が宛てられてゐる。

(E) ヴ・ル・シ・ン・ガードーの頁によれば、初版刊行の日時は一七八八年である。私は *Dictionnaire des Honnêtes Gens*, rédigé par P. Sylvain Maréchal, Paris, 1791. 所收の『新版』を使用した。一七九三年刊行の他の版がノーベル大學圖書館にあるとの事である。自分は他の版を知りないけれども、年々重版せられた筈である。この新版の刊行は本書がかなり評判よく需要のあつたことを示すやうである。

(H) この曆書を所載した一七八八年一月七日註の *Arrêt de la cour de Parlement et Dictionnaire des Honnêtes Gens*, pp. VI-XII の中で載つてある *Maréchal, Almanach des Honnêtes Gens* の一冊が一年版は實際は同じであらわれたのである。後記(紙のへ賛議に觸れたもの) *Almanach de Santé* 曆書を読み、聖徒の祭日からも舊暦と全く合致する。

(K) ヴ・ル・シ・ン・ガードーの頁以下、私の使用したのはこの曆書の一七九二年版であった。

(L) 斯様な言葉の使用が途方もない長さに及んでゐるとは一七九三年十月十四日(『モリター』所載)のバ・市會に提出された面倒な次の請願書を示す。『Une citoyenne présente au conseil un enfant qui se nomme *L'roi*; elle demande qu'à ce nom hideux soit substitué celui d' *Unité*.』

“Cette demande est accueillie par le conseil, qui en ordonne la mention sur son registre, et qu'il en soit délivré acte.”

(M) *Le Courrier des LXXXIII. Départements* (III<sup>e</sup> Législature), 1792, vol. IV, no. 4. p. 60.

(N) ヴ・ル・シ・ン・ガードーの頁。同じ日附の標題は後の一七九一年の版でも見られる。

(O) 本紙は數限りなく重刊せられたので、現存のものは、問題の點と一致する様に見えない。例へば、米國國會圖書館所蔵の「No. 111 K 14 1791」の目録では“Première année de la liberté française”の表示があり、第七號の表示は“Seconde année de la liberté française。”である。然しこの如く想像してみると難である。1月1日以後の號に對して『ハラ・バ自由』の表示を用ひた後、出版者は前の若干號の再版に『ハラ・バ自由』を挿入し始めたのである。第七

『米國曆』の成立について(監査)

議の場合は御願者が赤帯に腰こしやるのと『ハルカ自由11年』を挿入したのやうにした。

(11) Le Courier des LXXXIII Départements, 1791, vol. I.

(11) Mereure Français, 1792, vol. V., nos. 34, 35.

(11) Procès-verbal, Le Point du Jour, L'Assemblée Nationale, Le Courier de Provence せ何れも皆「七九一年九月末の國民  
議會の終焉を以て出でやね。」ふた新制度は是等記錄の出版者には屹度知られてゐたが、そればやの昔おや Moniteur が  
1年以上の題、Révolution de Paris せ約11年間を奉じてゐたからやね。

(11) 一七九二年九月二十一日付。

(11) 一七九二年一月四日陸『リリマー』上等や Dourzy の演説を載ふ。 Révolution de Paris せ「日」日を以て新紀元の歲首  
とする案に従ひた。

(11) Archives Parlementaires, XXXVII. 7.

(11) 原案及び公証議の報告にいふやア Arch. Parl. XXXVII. 6, 7 号記す。一七九二年一月四日『リリマー』の記事は勿々  
簡單やね。

(11) Le Courrier des LXXXIII Départemens, 1792, vol. IV., no. 4, p. 61.

(11) 画立・X〇画。

(11) 『リリマー』一九九二年一月四日。

(11) Le Courier des LXXXIII Départemens, 1792, vol. IV., no. 4, p. 61.

(11) 画立・第三及六長卷。

(11) Arch. Parl. XLVII. 642, 645; XLVIII. 14, 16, 17, 23, 30; Buchez et Roux, Histoire parlementaire, XVII. 14, 18, 24,

(115) Procès-verbaux de la Commune de Paris, ed. Maurice Tourneux, p. 20.

(116) Arch. Parl. LH. 80. 又『公教育委員會議事錄』(Procès-verbaux du Comité d'Instruction Publique de la Convention Nationale)(3 vols., Paris, 1891-1897, ed. M. J. Guillaume, Collection de Documents Inédits), I. 236. 且つ石川『國政

公會議事錄』(Procès-verbal de la Convention), I. 18, その抜萃を見よ。『モリエー』一七九二年九月二十六日號(1170號一一四六頁)にさゝ單に國民公會が九月二十一日<sup>の</sup>の會議に於て本令を可決したことを説けるのみである。本令がその可決後數日之間のもので、記載せられたことは日附の誤れるとの説明となり得る。(それは九月二十一日<sup>の</sup>やある)兎に角、

Réimpression de l'Ancien Moniteur(第十四卷、1166號、八頁註1)の編者は九月二十一日<sup>の</sup>の會議の記事と註を加へ。『モリエー』ヌニヨー・ムトゥーハの提議により動かされたる當日の法令を報告することの出來なつたことを注意せしめり。シランも亦その『共和暦に關する研究』(『トランベ革命』第八卷、六三三、六三四)の中<sup>に</sup>この誤りの日附を記してゐる。シランは、彼は十中八九この『再版』の註をとつたのであらう。彼の『モリエー』<sup>にて</sup>参考はすべきの『再版』<sup>にて</sup>ある。

(117) 『モリエー』一七九〇年五月十七日。

(118) 『公教育委員會議事錄』第一卷二三七頁の編者の註。

(119) 同上第一卷二三六頁に引用せる『國民公會議事錄』第四卷二九九頁。しかし同號の註をも見よ。

(118) 『公教育委員會議事錄』第一卷二二七、二二八頁。この記錄では、改暦問題に手を染めり、あつた人が委員中の誰であるかを明確にしなければならぬ。之を一七九三年九月二十日の國民公會へのロムの報告(同上第二卷四四八頁)と比較すれば、上記の三名が選任せられたことが全く明白となる。彼の報告は又學士院科學部員の協力者が Pingré, Lagrange, Monge & Guytonであつたことをも示してゐる。又註二、四、ibid, p. 227. を見よ。

(119) 同上第一卷二九九頁。ロムの報告同上第二卷四四八頁。

『共和暦』の成立について(間崎)

(三一) ヤリ・サヨルはシリール君 (La citoyenne de Bure) による國民公會に提起せられた國民暦中の誤謬を指摘したる後、次の如く言つたと報せらる。即ち『自由なるフランス人の暦は九月二十一日からである』(『モニター』一七九三年一月三日、『公教育委員會議事錄』第一卷二三七頁。)

(三二) Hist. Parl., XXII, 332. 『公教育委員會議事錄』(第一卷二三七頁)の編者は、この動議を提起せる人の名は分らないと説いてゐるけれども、彼は恐らく Histoire Parlementaire 中にあるこの記事を見落したものであらう。

(三三) ケニルシンガー、諸處。

(三四) この暦本についての議論は前記ヴィランの『共和暦に關する研究』の論議(『フランス革命』第八卷六二四、六二五頁)及びケニルシンガー、六一一六五頁。

(三五) 『モニター』一七九三年十月七日。

(三六) 若干の天文學者及び古代史家との間に行はれた會談の外は、本案作成に當れる委員會の仕事については餘り知られてゐない。『公教育委員會議事錄』第二卷四三四頁註五及び四三六、四三八、四三九頁を見よ。ロムの報告同上、第二卷四四八頁。

(三七) 『モニター』一七九三年九月二十一日、官廳記錄中のこの記事は僅か斗り相違してゐる。その報ずる所によれば、議長ロムは委員會は『共和國に相應はしき暦の案』を提出することを要求せられたと説いてゐる。『公教育委員會議事錄』第二卷四三七頁。

報告の本文は、第二卷四四〇一四五一页又ヴィランの『共和暦に關する研究』(『フランス革命』第八卷六三六一六四八頁)。

(三八) 『公教育委員會議事錄』第二卷四三七頁註一。

(三九) 『モニター』一七九三年十月七日。

(四〇) 新暦の旬日及び月日を命名する七種の案を含める表は、Mare de Vissac's Ronde le Montagnard (Clermont-Ferrand, 1883) appendice F, pp. 266-267. の中に見出される。是等全部が國民公會に報告せられたこと、その提案全部が同時に提出せられたことも知られてゐない。

(四一) 『モニター』一七九三年十月七日。

(四二) 最後に採用せられた法令については、『公教育委員會議事録』第一卷五八二—五八四頁。又九月二十日に報告せられた原案への修正を示す後者の引用文の註をも見よ。

(四三) 記載の日附については『モニター』の標題を見よ。H. Morse Stephens が、共和暦の日附の後に、グレゴリウス暦の日附を括弧に入れて挿入する習慣は、恐嚇政治の時代に禁止せられたといふ記述 (Yale Review, IV. 330) をなすに至つた理由は解し難い。私はこの禁止の證跡を發見することが出来ない。國民公會が斯様な決議をしたとするも、本文中に指摘せる通り新暦が實施せられり、あつた一七九三年十月七日から二十六日に至る數日間を除き、それは全く『モニター』の日附標題に無視せられてゐる。しかし、共和暦以外のすべての日附が後ち總裁政府のときに禁止せられたことは事實である。このため、一七九七年九月二十三日即ち『モニター』が『舊暦』の日附を省いたときから六ヶ月餘り前に、五百人會は必要なる法案を作成し、特別委員會の構成を命じた。『モニター』一七九七年九月二十七日。是等の法案が元老會により最後に採用せられるに至つたのは、六年果月二十三日 (一七九八年九月九日) の會議に至つてからである。『モニター』一七九八年九月十二日。

(四四) 評論中の期間、この新聞は三種の題號の下に刊行せられた。第一は Nouvelles Extraordinaires de Divers Endroits. 一七八八年五月十一日と Nouvelles Politiques と變更し、一八〇四年十月二十三日に再び Journal Politique と改めた。本紙は一般に Gazette de Leyde と通ひてゐる。

(四五) 『公教育委員會議事録』第二卷九八八、五九五、六〇九、六二五、六二六頁。

(四六) この特別委員會の事業について極く僅か斗り我等に知られる所については『公教育委員會議事録』第一卷六九三、六九四頁の編者の註を見よ。ファブル・デグラントヌの報告の正文は、第二年の日、旬、月による新暦の表と共に、同書の中に印行せられてゐる(第二卷六九七—七一三頁)。表なき正文のみは、又一七九三年十二月十八日の『モニター』に印行せられてゐる。

(四七) 普通に用ひられる Primidi の代はりに、primi の様式はファブル・デグラントヌの報告に於てのみならず、『議事録』(『國『共和暦』の成立について (間崎)

民公會議事錄』(第二四卷七六一八八頁)に附載せる表の中にも一七九三年十二月十八日の『モニター』に示す如く、一七九三年十一月二十四日の法律の中にも見出される。しかし『國民公會議事錄』(第二六卷六九頁)の中に記録せられてゐる、この同じ法律の正文の中の綴字は Prindi となつてゐる。公けのやむやまないけれども Prindi の様式は終に優勢となつた。

(四八) 國民公會の報告の中には、この五祭日は Genius, Labor, Deeds, Opinion. の順序になりてゐる。ローブスピールはこゝに譯せる Deeds の代はりに、英語の Virtue を意味する actions やぐる佛語をとつて来て、Virtue を Genius の前に置くべきことを要求した。この修正が承認せられ本文に示す如き順序になつた。『公教育委員會議事錄』第二卷六九六頁に引用された、一七九三年十月二十六日の Anti-Fédéraliste, no. 31. ベリの抜萃、又『議事錄』(同上、第二卷一七三頁)に附載せる表を見よ。新暦に關する個々の諸法令を合輯して一つの包括的法案となすべしといふ國民公會の決議が、一七九三年十一月九日に採擇せられた。『公教育委員會議事錄』第二卷八七二頁に引用せられた『國民公會議事錄』第二五卷一〇七頁。霜月四日のこの法令の正文は『國民公會の布告せる共和國の紀元に關し、又年の區分に關する施行細則と共に『公教育委員會議事錄』第二卷八七三一八八七頁に採錄せられてゐる。本令の正文は又一七九三年十二月十八日附『モニター』に印行せられ、『細則』はその前號に出でてゐる。

(四九) 『モニター』が一八〇二年十二月二十一日號から日附併記の方法に復歸せることは注意に値する。しかし之より八ヶ月ばかり前に、日附欄内の『旬日』の代はりに曜日を用ひ始めてゐる。最初の一例として(『モニター』一〇年芽月二十八日[一八〇二年四月十八日]を見よ)この變更より丁度十日前に、コンコルダが公布せられた。このナポレオンと教會間の和解と共に、共和暦の運命盡き、一八〇五年九月九日の法律により、舊暦は一八〇六年一月一日に復活せられた。『モニター』一八〇五年九月十日。

(五〇) 『共和暦に關する研究』(『フランス革命』第八卷七五七頁)。

(完)